

最高裁秘書第2814号

令和元年5月31日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

令和元年5月10日付け（同月13日受付、最高裁秘書第2566号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

昭和24年3月29日付け最高裁判二第3743号刑事局長通達「解任された国選弁護人の報酬等について」（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

解任された国選弁護人の報酬等について

昭和24年3月29日刑二第3743号高等裁判
所長官、地方、家庭裁判所長あて刑事局長通達

国選弁護人選任後他の弁護人が私選されたため国選弁護人が解任された場合に、国選弁護人は、就任中の弁護行為に対し報酬の請求をなし得るは勿論、期日に出頭し又は取調若しくは処分に立ち会つたときは、旅費、日当、宿泊料（止宿料）の請求をもなし得る。以上のことは、旧刑事訴訟法による事件であると新刑事訴訟法による事件であるとにより差異はないから、参考のため通達する。

なお、右の報酬額は、弁護を完了した場合における報酬額の一部分に止まるべきことは勿論であるので、念のため申し添える。